

入札公告

菊池医院新築工事について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和元年 9 月 7 日

医療法人 仁寿会
理事長 菊池信太郎

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度 令和元年度

(2) 工事名 菊池医院新築工事

(3) 工事場所 福島県郡山市本町 1 丁目 3-1

(4) 工事概要

建築面積 396.87 m²

延床面積 654.81 m²

階数 2F 建て

構造 在来軸組工法 一部縦口グ構法

新築に係る総合建築工事一式

(5) 工期 令和元年 9 月 18 日～ 令和 2 年 3 月 31 日

(6) 予定価格 非公表

最低制限価格 設定あり

(7) 施工形態 単体

(8) 支払い条件 契約時に支払い条件の設定を行なう

(9) 契約の保証 要

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ② 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ③ 郡山市内に建築業法に基づく本店を有すること。
- ④ 直近の郡山市有資格者名簿(発注種別 建築工事)において等級S以上であること。
- ④ 令和29年3月20日までに工事の竣工(外構工事は含まず)が可能であること。
- ⑤ 過去6年以内に合計述べ面積600m²以上の木造施設の施工実績があること。
- ⑥ 法人税等を滞納していないこと。

3 入札参加手続き等

（1） 本件入札においては、開札後に落札候補者となったもののみ入札参加資格等の審査を行うため、当該審査に係る事前の手続き等は要しない

（2） 入札時の提出書類

ア 入札書 消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。

イ 代理人の場合 委任状

（3） 落札候補者となった時の提出書類

ア 経営事項審査結果通知書

イ 建設業許可通知書の写し

ウ 配置予定技術者（様式2） ※今回の工事施工に適した経歴のある技術者配置を行うものとする。

エ 監理技術者証及び監理技術者講習終了証の写し

オ 入札に参加するものに必要な資格に関する事項の⑤⑥⑦の実績がある場合はその実績に関する資料

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができます。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。

(5) 設計図書等の閲覧方法

設計図書等については、下記場所について閲覧を行う。

閲覧場所 福島県南会津郡南会津町針生字小坂38-1

株式会社 はりゅうウッドスタジオ

期 間 令和元年9月8日～9月12日まで

閲覧申し込みについて

閲覧場所において閲覧をする場合は、予約制であるので、電話、FAXまたは電子メールにて事前に予約をすること。

○申し込み先 株式会社はりゅうウッドスタジオ

電話 0241-65-1001

FAX 0241-65-1002

電子メール info@haryu.co.jp

(6) 設計図書の質問及び回答

設計図書に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）によりFAXまたは電子メールにて提出すること。

質問：令和元年9月10日 正午まで

回答：令和元年9月12日 までに、FAXまたは電子メールにて回答を行なう。

○提出先 株式会社はりゅうウッドスタジオ

(5) 設計図書等の閲覧の申し込み先と同じ

(7) 入札参加申込手続

令和元年9月14日までに競争参加申込書を、FAXまたは電子メールにて提出すること。

様式については、(5) 設計図書等の閲覧申し込み者に対して送付します。

○提出先 株式会社はりゅうウッドスタジオ

(5) 設計図書等の閲覧の申し込み先と同じ

(8) 入札執行場所及び日時

場所 医療法人仁寿会 菊池医院

〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目14-14-21

日時 令和元年9月18日 午後13時 入札者は10分前までに入室すること

ア 入札書は、(1) に示す時間に集合し、担当者の指示に従い入札箱に投函するものとする。

※郵便・電信による提出は、無効となります。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとする。

ウ 集合時間に遅れた場合は入札できない。

エ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

その他入札について

1. 入札条件

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。
- (2) 入札は、総価においてすること。
- (3) 入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (4) 落札候補者決定に当っては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 入札の延期又は取りやめ等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

3. 入札執行の回数

入札執行回数は1回とする。

4. 入札の無効、失格等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について、他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名